

103 C 13  
(103 C 73)  
(103 C 37)

特 許 庁  
実 用 新 案 公 報

実用新案出願公告  
昭29-4961

公告 昭 29.5.15 出願 昭 27.9.15 実願 昭 27-24591

出願人 考案者 栗 林 敏 夫 東京都足立区梅島町1

(全2頁)

2眼レフ写真機に於けるシボリ調節廻転文字車ク  
イム調節廻転文字車及速度セットレバーのカバー

図 面 の 略 解

図面に於て第1図は本案正面図、第2図は同左側面図、第3図は同右側面図、第4図は同一部機構拡大図である。

実用新案の性質、作用及効果の要領

図面に於て1は本案主体、2はシボリ調節廻転文字車、3はタイム調節廻転文字車、4は赤着色せるセットレバー、5は速度補助セットレバー、6はアーム、7はシャツタレバー、8はカバー、9はシボリ調節廻転文字車覗孔、10はタイム調節廻転文字車覗孔、11はセット確認覗孔である。

12はシボリ調節廻転文字車用摘、13はタイム調節廻転文字車用摘とする。

本案を使用するにはシボリ調節廻転文字車用摘12を左手親指にて廻転する時シボリ調節廻転文字車2が廻転しシボリ調節廻転文字車2に記してある文字をシボリ調節廻転文字車覗孔9より覗きシボリの度合を調節確認するものである。

又右親指にてタイム調節廻転文字車用摘13を廻転さす時タイム調節廻転文字車に記してある文字をタイム調節廻転文字車覗孔10より覗きタイムの度合を調節確認する特徴を有する。

然るに従来の2眼レフ写真機に於てはシボリの

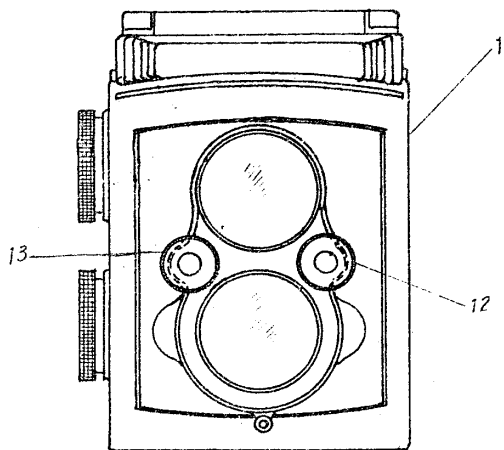
調節及タイムの調節をするのに其の目盛が本案に於て見る様にシボリ調節廻転文字車2及タイム調節廻転文字車3の週回上になく其の表面に記載され之を調節する度毎に身体を前屈にし或は写真機をねかして調節しなければならないが本案は前述の如く此の様な欠点を取除けるものである。

又従来の2眼レフ写真機にてはシャツタレバー7を点線の位置迄移動さす時セットレバー4もアーム6により点線迄移動するが其の移動状態を確認することが出来ない、然るに本案に於てはセット確認覗孔11を設けたることによりセットレバー4の移動を確認する事が出来る特徴有するものである。

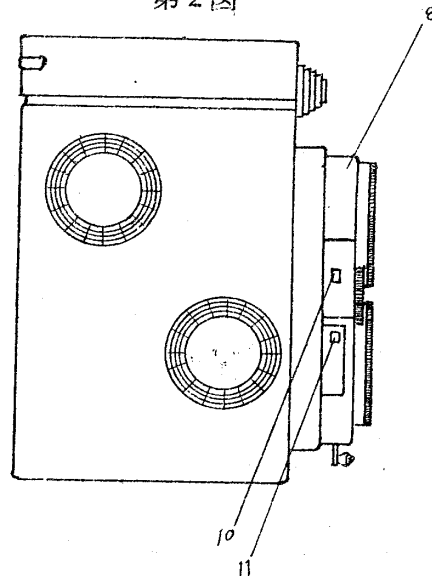
登 録 請 求 の 範 囲

図面は示す如く2眼レフ写真機主体1に於てシボリ調節廻転文字車2タイム調節廻転文字車3及セットレバー4に一連のカバー8を設け該カバー8上にシボリ調節廻転文字車覗孔9タイム調節廻転文字車覗孔10及びセット確認覗孔11を設け且シボリ調節廻転文字車2及びタイム調節廻転文字車3の周囲上に文字を記載し又セットレバー4を着色してなる写真機の構造。

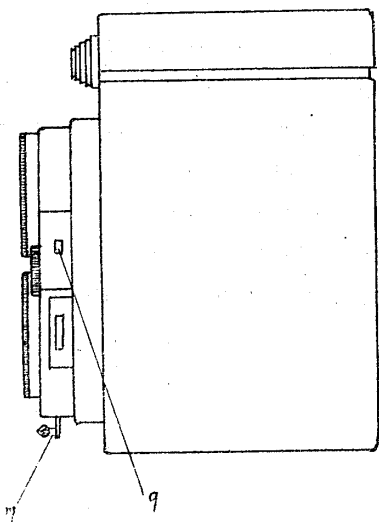
第1圖



第2圖



第3圖



第4圖

